

振り込め詐欺にご用心!

～架空請求についての相談が多く寄せられています～

「総合消費料金未納分」や「電子消費料金未納分」といった名目でハガキ・封書・電子メールを送ってくるものを「架空請求」と呼んでいます。これらは、文面に具体的な請求の内訳や金額を明示していないものがほとんどです。身に覚えがなく、不安になって問い合わせるといった消費者心理を狙ったものです。

総合消費料金未納分請求届納付通知書
 届納付番号 (イ) 000000-00号

※当届納付書は「総合消費料金未納分」について通知届納付の目的、催告の目的から「支払督促」の扱いを受託し、法的強制力による催告がなされています。

このまま届納付書が送付され、指定された期日に届納付書に回答しない限り、法的強制力の行使がなされ、催告の趣旨及び強制力、催告の趣旨を明示する書状が送付される場合があります。

届納付書、届納付書及び催告の趣旨を通知する場合は届納付書に回答してください。

〒000-0000 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇
 民事訴訟速達〇〇〇

司法処分送付経費請求届納付通知書
 届納付コード 0-000000

この届納付書は「司法処分送付経費請求届納付通知書」について通知届納付の目的、催告の目的から「支払督促」の扱いを受託し、法的強制力による催告がなされています。

このまま届納付書が送付され、指定された期日に届納付書に回答しない限り、法的強制力の行使がなされ、催告の趣旨及び強制力、催告の趣旨を明示する書状が送付される場合があります。

届納付書、届納付書及び催告の趣旨を通知する場合は届納付書に回答してください。

〒000-0000 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇財務管理局



相談窓口からのアドバイス

- ▶ 身に覚えのない請求に対して、応じる必要は一切ありません。支払わずに無視してください。
- ▶ 自分から問い合わせたりすると脅かしめいた請求をされたり、新たな個人情報を漏らすことになりかねません。
- ▶ 「裁判取り下げ最終期日」が「本書到達後3営業日以内」であったり、届いた日の翌日など短い期間となっていますが、消費者の不安をあおり混乱させることが目的であり、あせる必要は全くありません。
- ▶ ハガキや封書などの請求文書は証拠として念のため保存しておきましょう。
- ▶ 裁判手続を悪用した架空請求も一部にみられるようです。裁判所からの正式な文書（支払督促など）は「特別送達」という特別な郵便で送付されます。この場合は無視せずに弁護士や消費生活センターなどに相談してください。なお、裁判所からの通知がハガキや普通郵便で送付されることはありません。
- ▶ 脅迫や悪質な取り立てを受けた場合、また万一支払ってしまったときは警察へ相談してください。不安なときはお住まいの市町村や消費生活センターにご相談ください。



心配な場合は、消費生活相談窓口
 または警察署にご相談ください。